

28川監公第15号

平成28年12月15日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成28年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

(別紙)

28川監第531号  
平成28年12月15日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

川崎市職員措置請求について（通知）

平成28年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

## 監査の結果

### [請求内容]

#### 川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

私は昨年8月以降、川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」）内の駐車場使用に関して、場内の一民間企業、川崎北部市場運送サービス株式会社（以下「運送サービス」）が北部市場に関係する業務が数年前からほんの僅かであるにもかかわらず、大型トラック9台、普通車40台分もの駐車場、事務所、倉庫等を占有していることに苦言を申し上げてきましたが（資料A、B）、改善する具体的な様子もないようなので業者別施設使用台帳（資料C）、北部市場に出入りしている業務車両の総数とその内訳を情報開示請求して（資料D）、「関連車両データ（通行証発行分）」（資料E）を受領いたしました。しかし、その内容には不備が多く、8月9日に庶務係長に電話で確認をしましたが、到底理解できる内容ではありませんでした。そこで、8月22日に北部市場長宛に手紙を出しました。（資料F）9月2日に担当の管理課長より返信（資料G）をいただきましたが、納得しかねるので、9月28日に管理課長宛に正確な資料の公開を求めて10月7日迄の期限を付けて再度手紙（資料h）を出しました。無視されました。10月11日に電話したところ「川崎市オンブズマンに説明した以外話をすることはありません」とのそっけないお話でした。

#### 財産の管理を怠る事実

- 1) 運送サービスの唯一北部市場に関係している業務車両はアーム車1台、ゴミ収集車両（パッカー車）2台であるのに、大型車9台、普通車40台分もの駐車スペースを占有し、その管理者は業務目的も確認することなく、その使用を長い期間黙認し続けている。
- 2) 運送サービスは現在33台の車両を使用しているのに、通行証発行の申請を平成26年10月14日以降故意に行っていない。（条例第83条、規則第88条違反）一方、それらの管理者は家電製品の運送業務のため深夜、早朝に毎日市場に出入している大型トラックと他の市場の取扱い品目を運送しているトラックと識別できないとして長い期間黙認し続けている。
- 3) 駐車場の不正使用の原因は管理者の杜撰な車両管理にある。例えば、当初登録日が平成23年11月1日となっているが、運送サービスは北部市場開設以来場内で運送業務を行ってきており、30年もの間、通行証発行の申請を怠ったとは考えに

くい。又添付書類に記述の通り通行証を備えてある車両の一部がデータに記載されていない。

4) 事務所使用料、倉庫使用料、買荷保管所使用料が過少請求で誤りがある。

条例第72条別表第5には

事務所使用料	2000円	1/m <sup>2</sup>
倉庫使用料	2000円	同
土地使用料	400円	同
買荷保管所使用料	1900円	同
保冷施設使用料	2700円	同
指定駐車場	400円	同

と書かれているが別表第5の金額の範囲内で規則で定めるとあり

その規則では

事務所使用料	A	1100円	1/m <sup>2</sup>
	B	1000円	同
	C	900円	同
倉庫使用料	A	1140円	同
	B	1000円	同
	C	900円	同
買荷保管所使用料	A	900円	同
	B	630円	同
	C	500円	同
	D	480円	同
	E	300円	同
	F	280円	同

となっておりますが、業者別施設使用台帳によれば運送サービスの事務所はAランク、倉庫はAランク、買荷保管所はCランクと記載されています。しかし、その単価の項目には事務所はBランクの1000円、倉庫はCランクの900円、買荷保管所はFランクの280円となっている。

差額を計算すると

事務所合計	223 m <sup>2</sup> × 1000円 =	223000円
倉庫合計	858 m <sup>2</sup> × 240円 =	205920円
買荷保管所合計	237 m <sup>2</sup> × 220円 =	52140円
合計	280360円	1/月
	3364320円	1/年

となります。仮に10年間誤請求を続けていたとすると¥33,643,200円

(税抜き) と莫大な金額となります。

赤字の特別会計事業体の経理処理としてお粗末で許されない行為と思います。

運送サービスは10年程前より北部市場の取扱い品目の運送業務は休止の状態であり、管理者は(条例第26条1号、第36条、規則45条)により提出される毎事業年度の営業報告書を精査すればその事実を確認できたはずです。関連事業者の経営安定化のためとはいえ10年近くも市が一民間運送会社にこれほどまでに肩入れし、市民オンブズマンの調査に対しても擁護する説明をするのは不自然で不公平です。現在同社に在籍している元北部市場管理課長が現職であった時期と一致します。不正なことを長く続けていれば北部市場全体のモラルが著しく低下して、いくら立派なプランを策定しても、その効果を期待するのは難しいと思います。大きな損失です。

私は地方自治法第242条第1項の規定により、前述の通り別紙資料を添えて、平成29年3月末日までに北部市場と全く関係のない業務車両の場外への退去と関係職員及び既に退職された傲慢無礼な元職員も含めて厳正な措置を請求いたします。

4) の誤請求分は規則に基づいて徴収することも請求いたします。 以上

平成28年10月21日

住所 (省略)

職業 (省略)

氏名 (省略)

追伸 北部市場は本年8月24日に新たに市の委託業務である多摩生活環境事業所管内の空き缶、ペットボトル等収集運搬業務を落札しました。昨年のプラスチック等収集運搬業務と同様に、その収集業務に悪影響が出ることを懸念して、市場内にさらに加えて10台のパッカー車の駐車基地を設けて通行し、それを又黙認するようなことがないように業務が開始される前に同社、環境局ゴミ収集計画課と連絡を密にして善処されることを申し添えます。

※事実証明書 (※苦情調査結果通知書等計19枚。添付省略)

## 川崎市職員措置請求書補正書

川崎市監査委員 殿

平成28年10月21日付受付番号第857号にて提出いたしました職員措置請求書に下記の通り補正いたします。

4) 事務所使用料、倉庫使用料、買荷保管所使用料に加えて冷蔵施設使用料が過少請求の誤りがある。

冷蔵施設使用料A ¥1190を冷蔵施設使用料B ¥1170円で誤請求し20円少ない。

冷蔵施設      450m<sup>2</sup> × ¥20 = 9000円 1/月

私は地方自治法第242条第1項の規定により、前述の通り別紙資料を添えて誤請求の差額は規則に基き徴収することを請求します。

平成28年10月25日

住所 (省略)

職業 (省略)

氏名 (省略)

## [結果]

### 第1 請求の受理

本件措置請求は、平成28年10月21日付けで、「川崎市職員措置請求書」として提出され、これを補充するものとして、同年10月25日付けで「川崎市職員措置請求書補正書」が提出された。

本件措置請求において、請求人は、川崎市中心卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）の駐車場の管理及び事務所使用料等について以下の2点を求めている。

- 1 市の車両管理が不十分であることにより、川崎北部市場運送サービス株式会社（以下「運送サービス」という。）に対して、北部市場に関係している業務車両に比して大きな駐車スペースを使用させていることは、駐車場の不正使用に当たることから、平成29年3月末日までに北部市場と全く関係のない業務車両を場外へ退去させるよう勧告すること、及び関係職員等への厳正な措置を行うよう勧告すること。
- 2 運送サービスに使用させている事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設に係る使用料が過少請求で誤りがあることから、規則に基づく使用料との差額を請求するよう勧告すること。

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、平成28年10月21日付けで受理することとし、監査対象局を経済労働局として監査を実施することとした。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月21日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、業者別施設使用台帳等の提出があったほか、陳述当日に新聞記事切り抜きの提示があり、後日当該資料の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく経済労働局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

#### 2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成28年11月21日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」及び市場内の施設の位置を示す図面の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

### 3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、運送サービスが使用する北部市場内の各市場施設のうち、駐車場の利用につき違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか、また、事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設使用料につき過少請求の誤りがあるかを監査対象事項とした。

## 第3 監査の結果

### 1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北部市場は公共の施設であるのに、公共の施設を一民間運送会社が不正に、特に駐車場に関しては長い間使用し続けているということと、また、それを黙認し続けているということである。市場とは関係のない業務ではないかと申し上げても、それを確認しようとしなない。調べようとすれば調べられるのに、それを怠っている。運送サービスが北部市場に関係する仕事をどの程度行っているか、数字でぜひ説明してほしい。
- (2) また、川崎市のホームページの例規集のページから参照できる北部市場の条例や規則と、それをせずにダイレクトに北部市場業務条例規則というふうに打ち込んで検索すると出てくる規則の中の料金表が異なっている。市に問い合わせをしたところ、細かい条例の中身については、統括機関の責任者にお問い合わせくださいという話しかいただけないが、今朝も訂正されていない。  
その辺のことをぜひ確認して欲しいのと、取り寄せた業者別施設使用台帳は、平成23年以前は1年間の文書保管ということで、それ以降にシステム化したので存在しないから、公開できないと書面で受け取っているが、監査委員の皆様には、経理伝票などで、いつからこういう形で間違った過少請求をしているのかをぜひ確認していただきたいということと、例えば10年前から過少請求していても、実際に法律的に、もうそんな前のことは時効なのか、関連事業者に払ってくださいということが出来るのか、そういうことを専門的に調べていただきたい。
- (3) 駐車場の問題に関しては、北部市場で、非常に駐車場が少ないと新聞の記事にも載っており、場合によっては、立体駐車場を云々ということも新聞紙上にも載っていた。実際に運送サービスが市場に関係する車両というのは、現在は3台である。そういうことを指摘しているにもかかわらず、大型車9台、普通



車40台分のスペースを現在も使用しているが、どうしてそういうことができるのか不思議でしかたがない。その辺をぜひお調べいただきたい。

- (4) 駐車場は当然車を停めるためにあるわけなので、市場に出入りする車のリストを出していただきたいということで申し上げたところ、関連車両データ（通行証発行分）というものをいただいたが、これには25台しか記載されていない。ところが、現在33台の車を使用しているはずである。それはどうしてかという、要は申告していないのでこれには載っていないというお話であるが、非常に不正確である。調べてくださいという、公開条例というのは、不正確であっても、新たに調査をして出すものではないため、これ以上の資料は出せないという返事をいただいているが、なぜできないのか伺いたい。

## 2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 住民監査請求の事項に関する市の認識であるが、法242条第1項における住民監査請求の対象は、違法・不当な財務会計上の行為または財務に関する怠る事実であり、請求人から指摘を受けている1から3の部分については、この怠る事実該当しないと考えている。
- (2) 財産の管理を怠る行為1)の記載事項については、全体的に否定をする。北部市場は、日々産地からのトラックや運送会社のトラックのほか、買出人、取引先の車両など、多くの車両が24時間出入りをしている状況であり、その中で駐車場に関しては、場内の事業者が利用する有料の指定駐車場が971台、買出人が利用する無料の駐車場が691台となっており、合計で1,662台の駐車場が配置されている。

こういった状況の中で、運送サービスについては、市場の関連事業者として許可をしている事業者でもあり、適正な使用申請手続きをいただき、それに対して市が使用指定を行った上で、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年規則第36号。以下「市場規則」という。）第95条別表第2に定められた使用料を徴収しており、財務会計上の損害はないものと認識をしている。

- (3) 財産の管理を怠る行為2)の記載事項であるが、通行証の発行の申請を故意に行っていないという指摘の部分については、本市の認否の対象ではない。一方、以降の部分で、管理者が黙認し続けているという指摘については、否定する。また、3番目の財産の管理を怠る行為3)の記載事項であるが、これについては全体について否定する。北部市場で発行している通行証は、市場内へ入場する入場資格の確認など、主に市場内の秩序保持を目的に入場車両に対して発行しているものであり、通行証の発行そのものは、財務会計上の行為に関係

するものではないと認識している。

また、平成23年11月1日に全ての通行証の一斉更新を行っており、この時点で通行証を発行した車両については、関連車両データの登録日、初期登録年月日の部分について平成23年11月1日の日付を入れている。

- (4) 財産の管理を怠る行為(4)の記載事項については全体について否定する。市場規則の使用料について、施設管理台帳にランクでアルファベットを示しているが、このアルファベットは、施設の使用料を正しく計算するために、システムの内部で設定しているコードとなる。従って、規則で定めている種別に記載されているアルファベットとは別のものである。例えば、規則上の事務所使用料Aという種別に該当するものとして、システム上ではCというランクを設定している。これにより市場規則第95条別表2に定めるとおり、適正に使用料を徴収しており、申立人が主張するような財務会計上の損害はないものと認識をしている。

### 3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

#### (1) 北部市場における駐車場の概要

北部市場には場内事業者が使用する有料の指定駐車場と、無料の買出人用駐車場がある。それぞれの駐車場台数は以下の表のとおりである。

(表1) 北部市場における駐車場台数

駐車場の区分	使用者	台数(普通車、大型車含む)
指定駐車場(有料)	場内事業者	971台
買出人用駐車場(無料)	買出人	691台
合計		1,662台

(平成28年11月1日現在)

平成28年11月時点で、指定駐車場971台のうち大型車2台、普通車8台の空きがあるほか、普通車最大48台分については、青果棟屋上防水工事のため一時的に使用できない状態にある。また、平成28年度において、数件程度、新たに事業者から指定駐車場使用の相談はあるが、実際の申請に至ったものはない。

#### (2) 市場施設の使用指定について

運送サービスは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人

その他の市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗その他の施設において業務を営む、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年条例第1号。以下「市場条例」という。）第30条に定める許可を受けた関連事業者である。

また、市場条例第66条において、関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定することとされており、市場規則第89条において、その期間は1年以内とされている。

市は、毎年4月1日付で市場施設使用指定書を事業者に発行しており、平成28年度において、運送サービスに対し使用指定している指定駐車場、事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設等について、同年4月1日付で市場施設使用指定書を発行している。

なお、同市場施設使用指定書の使用料の欄には、具体的な使用料の額の記載はなく、「規則に定める額」とのみ記載がされている。

### （3）指定駐車場の指定手続及び市場業務と関係のない車両の取扱いについて

市は、指定駐車場について、場内事業者から駐車場の使用指定希望があった場合、北部市場に関する業務を行うことを前提に、他の事業者の使用希望を阻害するような事情等がない限り、基本的には駐車場の使用指定を認める。ただし、市場と全く関係のない車両は置くべきではないと認識しており、使用指定後にそういった車両が駐車していることが外見上明らかであると確認した場合には、退去するよう指導を行う。

運送サービスに対して、市は、申立人の苦情申立てに基づく川崎市市民オンブズマンの調査・判断後の平成28年8月以降、複数回にわたり、市場と関係のないことが明らかな車両の駐車について改善するよう指導を行っており、平成28年12月末までに約10台の車両の退去が開始される見込みである。

### （4）指定駐車場及び買出人用駐車場の管理状況について

市は、市場内の保安、秩序の維持並びに構内諸施設の安全防護を図ることを目的に、警備業者と川崎市中央卸売市場北部市場保安警備業務委託契約を締結している。同委託契約仕様書には、警備員が場内に毎日24時間常駐して警備を行うこと、駐車場に関しては、警備員が巡回し、車両通行証の掲示指導、不適正駐車車両のチェック及び排除等を行うことなどが定められている。

市は、運送サービスが買出人用駐車場や指定範囲以外の指定駐車場に車両を恒常的に駐車しているとの報告を上記警備業者から受けていないことや、運送サービスが使用指定を受けている駐車場以外を無断で使用しているとの苦情を他の事業者から受けていないことなどから、不適正駐車はないとしている。

なお、監査事務局において平成28年11月28日に現地確認をしたところ、買出人用駐車場の通行証を掲示していない車両に対しては、通行証の掲示指導

が行われていた。また、運送サービスが使用する指定駐車場4箇所について、運送サービスの車両はいずれも指定の範囲内に駐車していた。

(5) 市場内で運送業を営む他社の指定駐車場の指定状況について

市場内において、運送サービスと同じく運送業を営む他社(2社)を含めた指定駐車場の使用指定状況は以下の表の通りである。

(表2) 運送サービス及び運送業を営む他社の指定駐車場の状況

事業者名	指定駐車場の使用指定面積
運送サービス	6 1 6 m <sup>2</sup>
A社	1, 2 8 4 m <sup>2</sup>
B社	1, 2 2 2 m <sup>2</sup>

(平成28年11月1日現在)

(6) 通行証について

市は、市場条例第84条の規定による市場秩序を保持し、業務の適正運営を確保するため、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両通行証登録要領に基づき、市場に入場する車両に対し、通行証を発行している。

同要領によると、市場に入場するものは、必ずその車両を登録し、交付を受けた通行証を車内に掲示するものとされている。

運送サービスに対しては、監査実施時点において、社有車に対して25枚、個人(従業員等)に対して40枚の通行証を発行している。

(7) 運送サービスが行う業務のうち市場関連業務の占める割合について

法人である関連事業者にあつては、市場条例第36条において準用する同条例第26条に基づき、毎事業年度の末日現在において作成した営業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならないとされている。

市は、運送サービスの売上に占める市場関連業務の割合がどの程度かは把握しておらず、上記規定に基づき提出される営業報告書によっても同割合等は確認できないとしている。

同営業報告書の提出を受け確認したところ、運送サービスの業務全体のうち市場関連業務がどの程度の割合であるかの記載はなく、同割合を確認することはできなかった。

なお、市によれば、上記規定が関連事業者に対し営業報告書の提出を求めている趣旨は、中央卸売市場における適正かつ健全な運営を確保するため、関連事業者を含めた市場内事業者の適正かつ健全な経営を確保する必要があるこ

とによるものであり、財務内容等が記載された営業報告書の提出を求め、主に負債や損益の動向等の財務状況について確認を行っているとのことであった。また、卸売市場法（昭和46年法律第35号）、市場条例及び市場規則上、関連事業者に関し、売上に占める市場関連業務の割合を把握しなければならないとする規定はない。

(8) 事務所等の市場使用料の金額について

本件請求に係る事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設の市場使用料については、市場規則第95条において、別表第2に定める金額とされており、以下の表の通りである。

(表3) 市場使用料の金額（市場規則別表第2より抜粋）

種別	金額（1㎡当たり・月額・税抜）
事務所使用料A	1,100円
事務所使用料B	1,000円
事務所使用料C	900円
倉庫使用料A	1,140円
倉庫使用料B	1,000円
倉庫使用料C	900円
買荷保管所使用料A	900円
買荷保管所使用料B	630円
買荷保管所使用料C	500円
買荷保管所使用料D	480円
買荷保管所使用料E	300円
買荷保管所使用料F	280円
冷蔵施設使用料A	1,190円
冷蔵施設使用料B	1,170円
冷蔵施設使用料C	770円

また、請求人が公文書開示請求により開示を受けた運送サービスに係る業者別施設使用台帳に記載の内容は、以下の表の通りである。なお、業者別施設使用台帳は、市が北部市場内の歳入業務・業者管理・施設管理等を行うために使用している「市場管理システム」により出力されたものである。

(表4) 運送サービスに係る業者別施設使用台帳の記載内容 (抜粋)

施設種類	業者別施設使用台帳に記載されている「ランク」	単価 (1 m <sup>2</sup> 当たり・月額・税抜)
事務所	A	1,000円
倉庫	A	900円
買荷保管所	C	280円
冷蔵施設	A	1,170円

(9) 市場使用料における種別とランクについて

北部市場における市場使用料単価の変遷については、昭和57年の北部市場開設当初、市は、昭和48年9月に農林省食品流通局市場課が示した「市場使用料について」のとおり、市場施設の整備等に要した償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代を市場使用料によってまかなうとする考え方をもとに、使用料の単価を設定した。その後も同様の考え方に基づき、新たな施設の建設や機能追加などに伴い、新たな使用料単価を設定したことに加えて、平成8年度及び14年度には市場の取扱高等を踏まえた単価の改正を行っている。

これらの新たな使用料単価の設定及び改正の際に、市場規則上の「種別」では、規則改正ごとに新たに単価の高い順にアルファベットを振り直す一方で、平成11年4月から稼働した市場管理システムで用いている「ランク」では、施設の使用料単価が変更されても、利用形態の変更や改築などが無い限り、基本的には同一のランクを適用し続けることから、一部の施設において、市場規則上の種別とシステム上のランクで使用するアルファベットが異なっていることが判明した。

本件請求において過少請求と請求人から主張のあった事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設における具体的な種別及びランクの適用の経緯は、以下の表のとおりである。

(表5) 事務所使用料の種別及びランクの適用経緯

施設	昭和 57 年度	平成 8 年度	平成 14 年度	備考
事務所	事務所 1,000 円 (新設)	事務所 A 1,100 円 ランク A ※ 1	事務所 B 1,000 円 ランク A	基本的な利用
		事務所 B 1,000 円 ランク B ※ 1	事務所 C 900 円 ランク B	仲卸組合等市場運営協力団体
			事務所 A 1,100 円 ランク C	金融機関等支援除外事業者
補足		10%値上げ 組合等除く	10%値下げ 金融機関等除く	

※ 1 「ランク」は、平成 11 年 4 月の市場管理システム稼働時から適用しているが、経緯を明らかにするために、平成 8 年度の欄にも記載している。以下表 7、表 8 についても同様。

(表6) 倉庫使用料の種別及びランクの適用経緯

施設	昭和 57 年度	平成 11 年度	平成 14 年度	備考
倉庫	倉庫 1,000 円 (新設)	倉庫 B 1,000 円 ランク A	倉庫 C 900 円 ランク A	基本的な利用
		倉庫 A 1,270 円 ランク B (施設改装)	倉庫 A 1,140 円 ランク B	フグ管理のための倉庫改装
			倉庫 B 1,000 円 ランク C	衛生検査所
補足			10%値下げ 衛生検査所等除く	

(表7) 買荷保管所使用料の種別及びランクの適用経緯

施設	昭和 57 年度	平成 8 年度	平成 11 年度	平成 14 年度
買荷保管所	買荷保管所 280 円 (新設)	買荷保管所 C 280 円 ランク C ※ 1	買荷保管所 F 280 円 ランク C	買荷保管所 F 280 円 ランク C
	昭和 58 年 買荷保管所 1,000 円 (新設)	買荷保管所 A 1,000 円 ランク A ※ 1	買荷保管所 A 1,000 円 ランク A	買荷保管所 A 900 円 ランク A
		買荷保管所 B 300 円 ランク B ※ 1 (新設)	買荷保管所 E 300 円 ランク B	買荷保管所 E 300 円 ランク B
			買荷保管所 B ※ 2 700 円 ランク D (新設)	買荷保管所 B 630 円 ランク D
			買荷保管所 C ※ 2 560 円 ランク E (新設)	買荷保管所 C 500 円 ランク E
			買荷保管所 D ※ 2 530 円 ランク F (新設)	買荷保管所 D 480 円 ランク F
補足				10%値下げ 指定駐車場以下の 料金は対象外

※2 買荷保管所 B、C、D は、平成 11 年 4 月の市場管理システム稼働よりも後の年度途中（平成 12 年 1 月）に、使用料単価、種別及びランクを設定している。

(表8) 冷蔵施設使用料の種別及びランクの適用経緯

施設	昭和 57 年度	平成 8 年度	平成 14 年度	平成 25 年度
冷蔵施設	冷蔵施設 A 1,300 円 (新設)	冷蔵施設 A 1,300 円 ランク A ※ 1	冷蔵施設 A 1,170 円 ランク A	冷蔵施設 B 1,170 円 ランク A
	冷蔵施設 B 700 円 (新設)	冷蔵施設 B 770 円 ランク B ※ 1	冷蔵施設 B 770 円 ランク B	冷蔵施設 C 770 円 ランク B
				冷蔵施設 A 1,190 円 ランク C (新設)
補足		一部 10%値上げ	10%値下げ	

(※表 5～8 は経済労働局提出資料に一部加筆し作成。なお、網掛け部分は運送サービスが使用指定を受ける施設の適用単価)



(10) 運送サービスに係る市場使用料の納付状況について

運送サービスに係る指定駐車場、事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設の市場使用料については、平成28年度分までは全額納付されており、滞納はない。

(11) 請求人の追加提出資料の記載内容について

北部市場の駐車場が少ないことを示す資料として請求人が提出した新聞記事の内容について確認したところ、「配送車両の混雑を解消するため、立体駐車場の導入も検討されている」と記載があるものの、駐車場の不足等を指摘する記載はなかった。

(12) 業者別施設使用台帳において適用される消費税率について

平成25年度以前の業者別施設使用台帳における市場使用料の金額について、消費税率が5%であるべきところが8%で計算されていると請求人から陳述の際に主張があった件について、市に確認したところ、システムの制御上、台帳印刷時点の消費税率により金額が計算されるためであるが、当時の実際の請求額について誤りはないと回答があった。

(13) ホームページ上の市場規則について

請求人から、市ホームページの例規集には現行の規則が掲載されているが、インターネットで「北部市場業務条例規則」と検索すると、現行のものと異なる市場規則が表示されると指摘された点について、市に確認したところ、改正前の古い規則がホームページ上に残っていたものであるため、平成28年11月21日付で削除を行ったと回答があった。

(14) 卸売市場に係る法令等

卸売市場に係る法令等について、本件措置請求に関連する箇所を確認したところ、別紙のとおりであった。

#### 4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨について

本件措置請求は、北部市場の駐車場の管理について、運送サービスに対し、北部市場に関係している業務車両に比して大きな駐車スペースを使用させていることは、駐車場の不正使用に当たることから、北部市場と全く関係のない業務車両を場外へ退去させるよう勧告すること及び関係職員等への厳正な措置を行うよう勧告すること、並びに事務所使用料等について過少請求で誤りがあることから、規則に基づく使用料との差額を請求するよう勧告することを求めている。

(2) 駐車場の管理について

ア 請求人は、北部市場において指定駐車場の空きがない中で、運送サービスが北部市場に関係して使用する業務車両の台数に比して多くの指定駐車場の使用指定を受けており、そのことにより他の事業者が参入できず、市場の公平性を害していると主張していることから、この点に関して財産の管理を違法、不当に怠る事実があるかにつき、以下検討する。

イ 前記3（1）及び（3）のとおり、北部市場の指定駐車場には現在一定数の空きスペースがあり、また、青果棟屋上の防水工事の完了後には、より大きなスペースの確保が予定されている。さらに、他の事業者の使用希望と競合する等の事情がない場合には、市場に関連する業務を行うことを前提に、基本的に指定駐車場の使用指定申請を受け付けており、他の事業者の参入を阻害していることを窺わせる特段の事情は見受けられない。

また、前記3（3）のとおり、市は市場と関係のないことが外見上明らかな車両については退去するよう指導を行うとしており、事実、そういった運送サービスの車両について改善すべく指導を行っている経過があり、平成28年12月末までに約10台の車両の退去が開始される見込みである。

加えて、前記3（5）のとおり、北部市場内で同じく運送業を営む他社と比して、運送サービスに偏った駐車場の使用指定が行われている事実は認められない。

ウ 市の北部市場の駐車場の管理状況についてみると、前記3（4）のとおり、場内に警備員が常駐して巡回し、車両通行証の掲示指導、不適正駐車車両のチェック及び排除等を行っていることが認められる。こうした中、市によれば、警備業者や他の事業者から運送サービスに関し不適正駐車があるとの報告や苦情は受けておらず、平成28年11月28日の現地確認の際も運送サービスの不適正駐車等は確認されなかったことなどから、市の駐車場の管理及び運送サービスの駐車場の利用に関し、ただちに不当な点があるとはいえない。

エ 加えて、前記3（10）のとおり、運送サービスに係る指定駐車場使用料について、現時点で滞納はないことが確認された。

オ 以上の事情を鑑みれば、市に違法、不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

### （3）事務所使用料等に係る過少請求について

ア 請求人は、運送サービスが使用する事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設に係る市場使用料について、市場規則に定める使用料よりも過少に請求していると主張していることから、当該過少請求の誤りがあるかにつき、以下検討する。

イ 事務所使用料等に関しては、前記3（9）のとおり、市場規則の種別で使用するアルファベットと、業者別施設使用台帳に記載のランクで使用するアルファベットが必ずしも一致しておらず、新たな施設の建設や機能追加、使用料の改正等を経る中で、種別とランクで使用するアルファベットが異なっている施設があること、さらに、運送サービスが使用している事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設については、いずれも種別とランクで異なったアルファベットを使用していることが認められる。

各使用料の種別及びランクの適用状況を踏まえて詳細を調査したところ、運送サービスが使用する事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設に係る使用料については適正な徴収が行われており、過少請求等の誤りはないことが確認された。

ウ 加えて、前記3（10）のとおり、運送サービスが使用する事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設使用料について、現時点で滞納はない。

エ 以上の事情を鑑みれば、事務所、倉庫、買荷保管所、冷蔵施設使用料の賦課徴収に関して、市に怠る事実があるとは認められない。

#### （4）結論

以上のことから、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件措置請求はこれを棄却する。

### 5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

#### （1）市場施設使用指定書における金額の記載について

市場施設使用指定書を確認したところ、使用料の欄には具体的な金額の記載がなく、「規則に定める額」とのみ記載がされていた。市の説明によれば、事業者との間では、事前の調整を経て施設の使用指定に至ることから、使用料の額について認識の齟齬が生じることはないとのことであるが、使用指定は行政処分であり、当該使用指定書に基づき不服申立てを行うことが可能であることから、使用料を具体的に記載しないことは適切とは言い難い。使用指定書に使用料の額を明示するよう見直しを行われたい。

#### （2）市場規則の種別と市場管理システムのランクについて

北部市場の各施設の使用料単価には、新たな施設の建設や機能追加等による新たな単価の設定や、市場の取扱高等を踏まえた改正等の変遷があり、市場規則に定める種別と市場管理システムのランクで使用するアルファベットが一部異なっている状況にあった。市は内部資料により補完しながら事務処理を滞

りなく執行しているとのことであるが、一見して明らかではないことに加え、二種類のコードを使い分けることで事務処理誤りが生じる恐れもあることから、明確で分かりやすいコード管理を行うよう見直されたい。

### (3) 営業報告書について

営業報告書については、法人である関連事業者にあつては毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに市長に提出しなければならないとされているところ、平成27年度分の運送サービスの営業報告書については、期限（平成28年6月28日）を大幅に経過した平成28年11月10日に提出がされていた。条例の定めにもとづき、期限内に営業報告書を提出するよう指導されたい。

※ 請求人の住所、職業及び氏名は本人の希望により省略したほか、請求書、補正書本文については、おおむね提出された原文に従って記載した。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

## 卸売市場に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

## 1 卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）

（目的）

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

（認可の申請）

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの）

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

八 施設の使用料

## 2 川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年3月28日条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、川崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する事項及び施設の使用その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（営業報告書の提出）

第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

（1） 法人である仲卸業者にあつては毎事業年度の末日

（2） 個人である仲卸業者にあつては毎年12月31日

（関連事業者の許可）

第30条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

（1） 第3条第1項各号の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

（2） 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

（準用規定）

第36条 第23条から第26条まで及び第56条第3項の規定は、関連事業者について準用する。

(施設の使用指定等)

第 66 条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

(使用料等)

第 72 条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料 別表第 5 の金額の範囲内において規則で定める。

(2) 前号以外の市場使用料 別表第 5 の金額に 100 分の 108 を乗じて得た額（土地使用料のうち 1 月以上の使用に係る使用料は、同表の金額）の範囲内において規則で定める。

(市場秩序の保持等)

第 84 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行なってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

### 3 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 36 号）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和 47 年川崎市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定等の期間)

第 89 条 条例第 66 条第 1 項及び第 2 項の規定による指定又は許可の期間は、1 年以内とする。

(使用料)

第 95 条 条例第 72 条第 1 項の規定による使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料 別表第 2 に定める金額

(2) 前号以外の使用料 別表第 2 に定める金額に 100 分の 108 を乗じて得た額（土地使用料のうち 1 月以上の使用に係る使用料は、別表第 2 に定める金額）